

藤沢市ふじさわ宿交流館条例の一部改正について
藤沢市ふじさわ宿交流館条例の一部を次のように改正する。

2026 年（令和 8 年）9 月 1 日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市ふじさわ宿交流館条例の一部を改正する条例
藤沢市ふじさわ宿交流館条例（平成 27 年藤沢市条例第 3 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 8 条中「100 円」を「200 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市ふじさわ宿交流館条例第 8 条の規定は、この条例の施行の日以後の会議室の使用に係る使用料について適用し、同日前の会議室の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、ふじさわ宿交流館の会議室の使用料について、その受益と負担の適正化を図り、もって社会的公平性を確保するため、その額を改定する必要による。